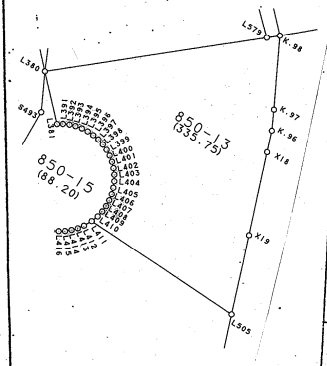
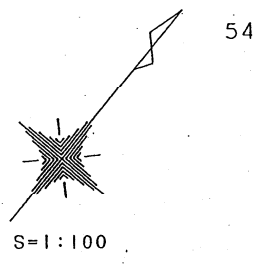
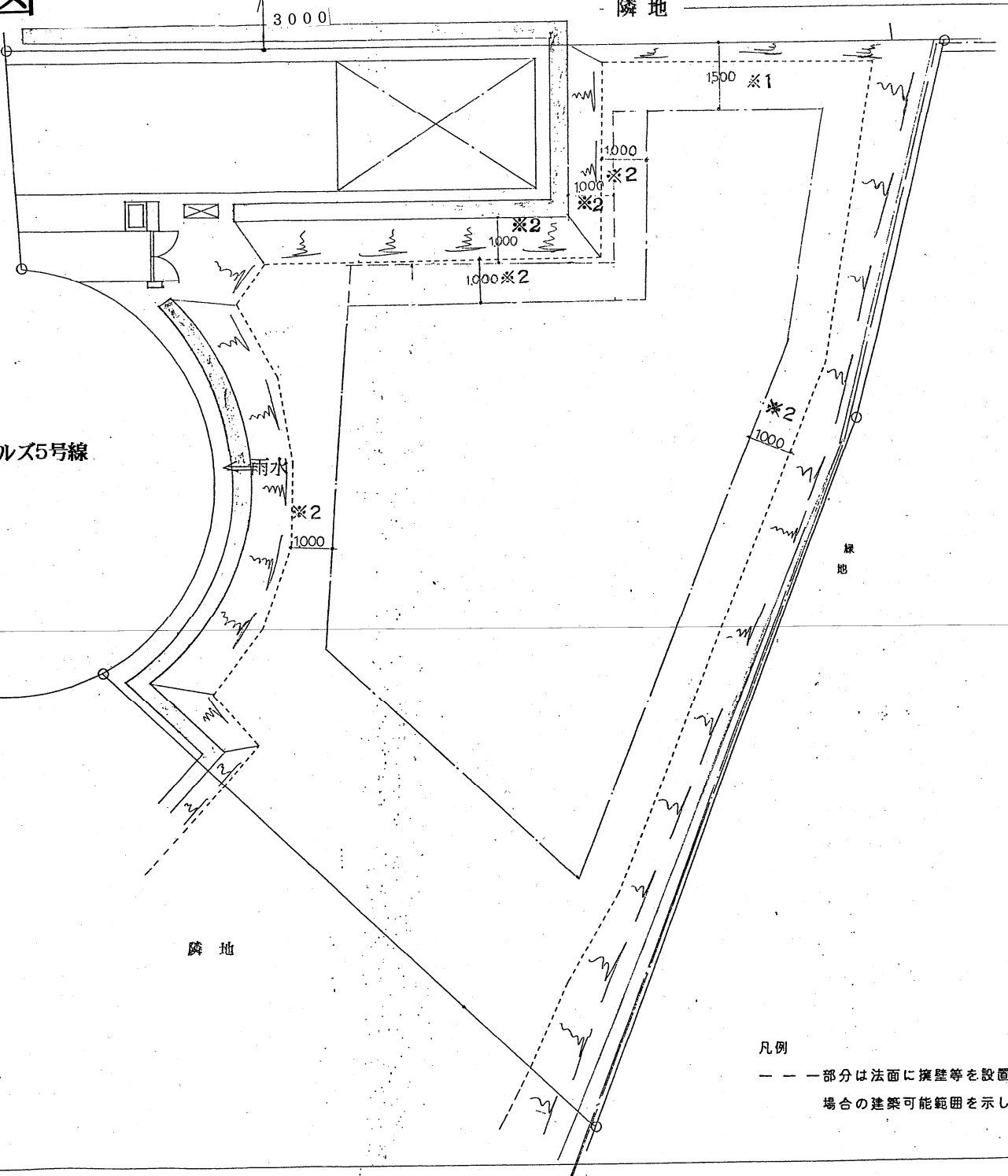


# 54号宅地 配置基準図

S=1/100 ▽日照基準ライン



市道朝田ヒルズ5号線



No.	標高	X	Y	辺長	隣地No.
L505	コンクリート杭	1029.465	754.530	7.532	X19
X19		1032.600	752.118	7.955	X18
X18		1040.136	749.570	2.042	K-96
K-96	コンクリート杭	1042.071	748.917	1.982	K-97
K-97	コンクリート杭	1043.869	748.083	6.944	K-98
K-98	コンクリート杭	1050.099	745.016	1.239	L579
L579	コンクリート杭	1049.303	744.067	20.859	L380
L380	金属杭	1035.904	728.081	5.031	L381
L381		1032.259	731.549	0.551	L391
L391		1032.550	732.017	0.613	L392
L392		1032.809	732.573	0.571	L393
L393		1032.977	733.119	0.618	L394
L394		1033.098	733.725	0.608	L395
L395		1033.132	734.332	0.611	L396
L396		1033.091	734.942	0.612	L397
L397		1032.982	735.544	0.618	L398
L398		1032.798	736.134	0.610	L399
L399		1032.548	736.690	0.607	L400
L400		1032.229	737.207	0.614	L401
L401		1031.849	737.689	0.612	L402
L402		1031.413	738.119	0.613	L403
L403		1030.931	738.497	0.612	L404
L404		1030.404	738.808	0.609	L405
L405		1029.844	739.048	0.607	L406
L406		1029.262	739.222	0.608	L407
L407		1028.651	739.314	0.612	L408
L408		1028.050	739.344	0.613	L409
L409		1027.439	739.300	0.616	L410
L410		1026.834	739.185	0.704	L411
L411	金属杭	1026.172	738.946	15.600	L505
東西横		671.501372			335.7506860
面積					335.75 m <sup>2</sup>

- 裏面の注意事項を必ずお読みください。
- 建物を計画される際には、詳細について住宅課担当職員にお問い合わせください。

凡例  
--- 一部分は法面に擁壁等を設置された場合の建築可能範囲を示します

## 配置基準図についての注意事項

県では、良好な居住環境を確保するために、建物の配置について以下の基準を設けています。  
配置基準図を利用される場合には、以下の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。

### <建物配置に関する基準>

#### 1 壁面後退

当該住宅の外壁面又は柱の面から、敷地境界線までの距離を1.5m(注1)以上確保する。  
(ただし、地区計画の緩和措置に該当する場合は除く。)

注1：玄関進入路が隣地境界線に沿って設けられる場合は、2mとします。

#### 2 メンテナンス通路の確保

当該住宅の外壁面又は柱の面から、石積み、法肩等までの距離を原則として1.0m(注2)以上確保する。

注2：高低差の高い法面が存在する場合は、別に数値を定めています。

#### 3 日照の確保

隣接する宅地の配置基準図に指定する測定位置(注3)において、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間における日照時間が4時間以上となるようにします。(注4)

注3：隣接する宅地の測定位置については、お問い合わせください。

注4：日照時間をチェックするために、日影図の作成をしていただくことがあります。

注5：配置基準図は、標準的な形状及び大きさの建物について、建築可能な範囲の目安を示しています。

○ 配置基準図の範囲内であっても、以下のような住宅は日照が確保できない場合があります。

- ・ 建物の高さが配置基準図の想定より高いケース  
例) 中2階を持つ住宅  
高床式又は階の高さが通常より高い住宅  
3階建て住宅

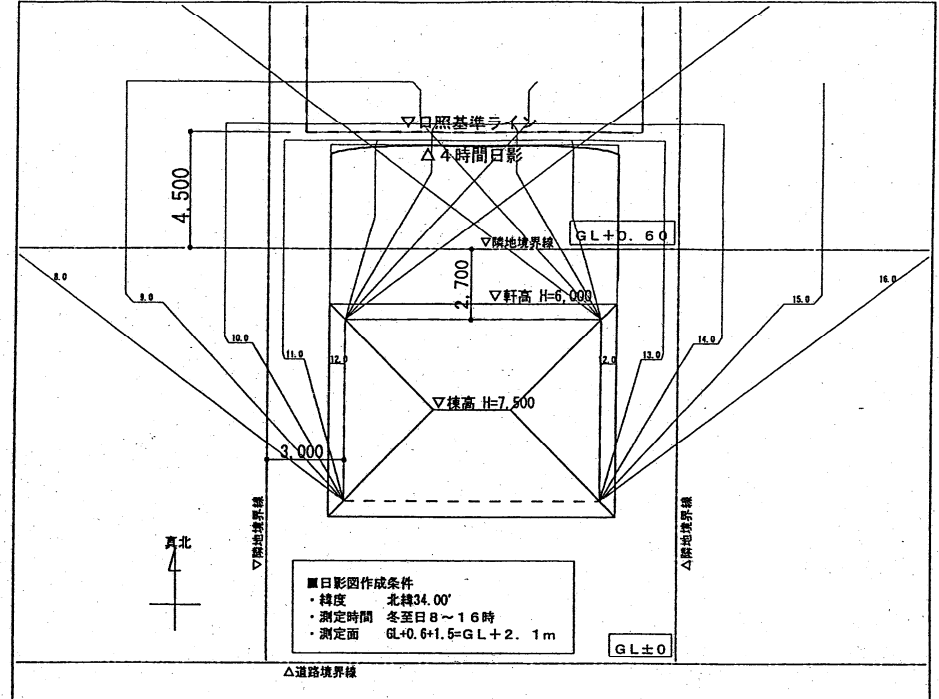
- ・ 北側に大きな影を落とす屋根形状のケース  
例) 急勾配の屋根を持つ住宅  
南北に妻入りとなる大屋根を持つ住宅

○ 逆に、日影図を作成し、基準をクリアしていることを確認することで、配置基準図の範囲を超えて建築できる場合があります。

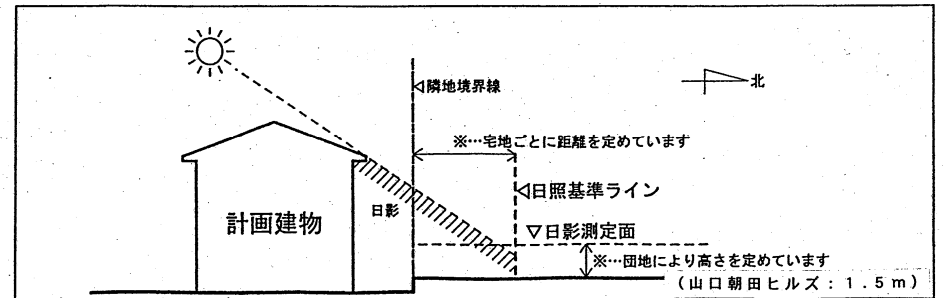
例) 東西の間口が小さな住宅

[山口朝田ヒルズ]

### <日影図作成例>



### <日影測定面(断面図)>



#### ※4. その他

上記の基準のほか、地区計画や建築協定あるいは団地固有の特性などにより、団地ごとに独自のルールが設けられている場合があります。

建物を計画される際には、詳細をお問い合わせください。  
【問い合わせ先】山口県住宅課 TEL.083-933-3874